



労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者保護等に関する法律23条第5項の規定により下記の通り情報提供します。

対象期間 2024年8月1日 ~ 2025年7月31日

許可番号	派07-300453	許可年月日	2018年8月1日
事業所の名称	エクセルツリー株式会社		
事業所の所在地	〒963-8812 福島県郡山市松木町2-88 イオンタウン郡山内 A棟1F		

■労働者派遣事業等実績

派遣労働者数(2024年8月1日現在)	16 人
派遣先の実数(2024年8月1日現在)	20 件
労働者派遣の料金の金額平均(1日8時間/円)	14,138 円
派遣労働者の賃金額の平均(1日8時間/円)	9,092 円
マージン率(小数点第2位以下を四捨五入)	35.69% %

※マージン率については円グラフ参照

■労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定の締結状況	締結済み
労使協定対象労働者の範囲	原則として、派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
労使協定有効期間の終期	2025年3月31日

■キャリア形成支援制度に関する事項

<教育訓練計画>

◆就業開始時研修

対象	当社で初めて派遣就業を開始される方
研修方法	社内座学
研修内容	『社会人としてのルール』※安全衛生教育を(15分)同時に受講
研修時間	60分
研修給与	法令に基づいて、ご就業する時給にてお支払いします。

◆年次研修

対象	1年以上の継続就業が見込まれる方(年次講習開始時点)
研修方法	社内座学
研修内容	『派遣で働くということ』『社会保険・労働保険の知識』『守秘義務・個人情報保護』『キャリア形成』『安全衛生の心得』『基礎的なビジネスマナー』『コミュニケーションスキルUP』他
受講時期・期間	年8回
研修時間	1回 60分 1年/8回
研修給与	法令に基づいて、ご就業する時給にてお支払いします。

<キャリア・コンサルティング>

◆実施概要

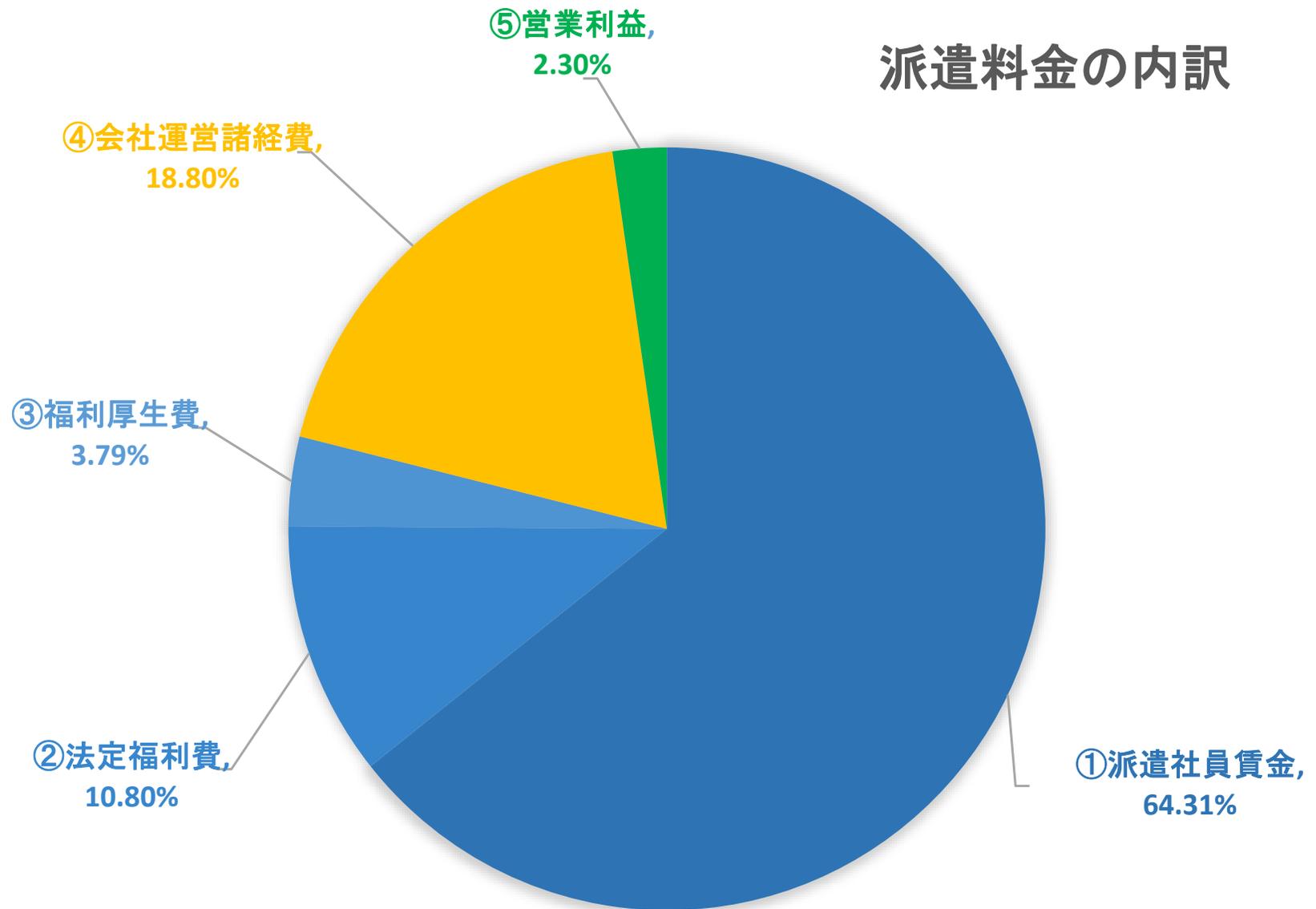
対象	当社で就業されている方
実施内容・時間	60分/1回
場所	当社内
費用	無料
相談窓口及び連絡先	総務部長 武良圭子 (TEL:024-953-8984)

■その他労働者派遣事業の業務に関して参考になると認められる事項

エクセルツリーでは、スタッフの皆さまに安心して就業していただけるようサポート体制を整えております。

スタッフ相談窓口	契約に関するトラブル、職場での人間関係やセクシャルハラスメントに関する相談サポートします。
福利厚生サービス	提携飲食店での割引や慶弔見舞金制度など、福利厚生サービスでのバックアップ体制も充実しております。
育児支援サービス	育児と仕事を両立できるように提携の保育施設の利用割引特典をご用意しています。
社会保険	社会保険(健康保険、厚生年金)と労働保険(雇用保険、労災保険)の適用事業所として、就業中に皆さまが安心して働けるよう社会保険を完備しています。
有給休暇、健康診断	スタッフの皆さまが休息をとっていただけるよう有給休暇制度を設けております。また毎年健康診断を実施して、皆さまの健康管理をサポートしています。

派遣料金の内訳



手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付ける時の事務費用	1,000 円 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービスにより面接に至った場合	成功報酬 求人者と求職者の面接1件 成立につき 20,000 円 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービスを経て雇用関係の成立に至った場合	成功報酬 職業紹介が成功した場合における 当該求職者の年間賃金の 50 % 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における 当該求職者の年間賃金の 50 % 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 2,000,000 円 活動1日当たり 100,000 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合における 当該求職者の年間賃金の 50 % 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言・教育	成功報酬 職業紹介が成功した場合における 当該求職者の年間賃金の 50 % 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には消費税は含まれておりませんので、別途請求となります。

許可番号 07 ユ 30020

〒963-8024
福島県郡山市朝日一丁目29番1号
エクセルツリー株式会社

【取扱職種の範囲などの明示について】

エクセルツリー株式会社は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介事業者（許可番号 07-ユ-300203）です。職業紹介を行うにあたり、以下の項目を明示しますので内容をご確認ください。

取扱職種・地域の範囲について

取扱業務の範囲は、職業安定法に定められた全職種（港湾運送業務と建築業務を除く）とし、日本国内に限りサービスを提供します。

手数料について

求職者の方へ求職受付の際は、一切申し受けしません。

求人者の方への求人受付の際、事務費用として、1件につき最大710円申し受けます。

求人者の方へ就職が決定しましたら、紹介手数料として、当該求職者の年間賃金の50%を限度とする額を申し受けます。

求人者情報の取扱いについて

求人者の情報は職業紹介事業に係るものに限り、求人者情報の取扱い者*が行います。

個人情報の取扱いについて

ご本人の個人情報の開示の請求があった場合は、個人情報の取扱責任者*としてご本人が有する資格や職業経験等、客観的事実に基づく情報を速やかに開示します。また、ご本人から訂正の請求があり、その請求が客観的事実に合致するときは、速やかに訂正します。

苦情処理について

苦情のお申し出があった場合は、苦情処理の責任者*が、迅速かつ適切に処理します。

返戻金処理について

返戻金制度の有無 有り

- ・入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 . . . 50%
- ・入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 . . . 30%

但し紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就職中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書等により、別の定めをする場合があります。

*個人情報の取扱責任者、苦情処理の責任者、及び求人者情報の取扱い者は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介責任者です。

なお、労働者の賃金については、労働基準法第24条により、労働者に直接お支払下さい。その他ご不明の点がございましたらお問い合わせください。